

福井県U I ターン奨学金返還支援補助金交付要領

(通則)

第1条 福井県U I ターン奨学金返還支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年4月1日福井県規則第20号。以下「規則」という。）および未来創造部定住促進課補助金等交付要綱（以下「定住課要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(目的)

第2条 本補助金は、奨学金の返還を支援することにより、県外大学生等の県内における就業および定着を促進し、もって本県の産業を担う人材を確保することを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 大学等 大学（大学院および短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校（専門課程に限る。）をいう。
- (2) 奨学金 （独）日本学生支援機構が貸与する奨学金（海外留学のための奨学金を除く。）および福井県奨学育英基金が貸与する奨学金をいう。

(支援対象者の認定)

第4条 奨学金の貸与を受けている者または受けていた者で次の各号に掲げるものは、本補助金の支援対象者としての認定を知事が指定する期間（以下この条において「募集期間」という。）に申請することができる。

- (1) 募集期間の最後の日後最初の3月31日までに県外の大学等を卒業する見込みの者
 - (2) 募集期間の最後の日後2回目の3月31日までに県外の大学等を卒業する見込みの者（前号に掲げる者を除く。）
 - (3) 県外の高等学校等を卒業し、募集期間の最後の日後最初の3月31日までに県内の大学等を卒業する見込みの者
 - (4) 県外の高等学校等を卒業し、募集期間の最後の日後2回目の3月31日までに県内の大学等を卒業する見込みの者
 - (5) 県外の大学等の既卒者であって次の要件をすべて満たす者
 - ア 返還残額があり、かつ、滞納額がないこと。
 - イ 申請の日に県外に居住していること。
 - ウ 申請の日に県内で就労していないこと。
 - (6) 前3号に準ずると知事が認める者
- 2 前項の申請は、様式第1号によらなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定による申請があったときは、申請者が第8条第1項各号に該当することとなるかどうかを面接その他の方法により審査するものとする。
- 4 知事は、予算の範囲内において、前項の規定による審査の結果を考慮して、支援対象者を認定するものとする。

- 5 知事は、認定するときはその旨を様式第2号により、認定しないときはその旨を様式第2号の2により、申請者に通知するものとする。

(支援対象者の福井県内就職等)

第5条 前条第4項の認定を受けた者（以下「支援対象者」という。）は、認定後最初の4月1日（前条第1項第2号または第4号に該当するとして同項の申請をした者にあつては、認定後2回目の4月1日）（以下「補助対象期間開始日」という。）までに県内に事業所を有する事業者（別表第1に掲げる業種に限る。）（以下「対象事業者」という。）において就業しなければならない。

- 2 支援対象者は、補助対象期間開始日後1月の間に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 大学等を卒業したことを証する書類
- (2) 勤務証明書（様式第5号）
- (3) 債権債務者登録票

- 3 前条第1項第3号または第4号に該当するとして同項の申請をした支援対象者は、補助対象期間開始日後1月の間に、前項に掲げる書類に加え次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 県外の高等学校を卒業したことを証する書類

(交付申請および実績報告)

第6条 支援対象者は、次の各号に掲げる日に当該各号に定める月数以上の奨学金の返還を済ませているときは、様式第7号により同日から1月以内に補助金の交付申請および実績報告（以下「交付申請等」という。）をすることができる。

- (1) 補助対象期間開始日から1年6月を経過する日 12月
- (2) 補助対象期間開始日から3年6月を経過する日 36月
- (3) 補助対象期間開始日から5年6月を経過する日 60月

- 2 前項各号に掲げる日に当該各号に定める月数分の奨学金の返還を済ませていなかった者は、当該月数の返還を済ませた日後最初の9月30日から1月以内に様式第7号により交付申請等を行うことができる。ただし、補助対象期間開始日から7年を経過した場合にあつては、この限りでない。

- 3 補助対象期間開始日から6年6月を経過する日において60月分の奨学金の返還を済ませていなかった者は、補助対象期間開始日から7年6月を経過する日から1月以内に様式第7号により交付申請等を行うことができる。

- 4 次の各号に掲げる日における前3項の交付申請等にあつては、その申請の上限額は、当該各号に定める額とする。

	大学、短期大学、高等専門学校、専修学校を卒業した者	大学（医・薬・歯・獣医学部（6年制））・大学院を卒業した者
(1) 第1項第1号に掲げる日	20万円	30万円
(2) 第1項第2号に掲げる日	40万円	60万円

(3) 第1項第3号に掲げる日	40万円	60万円
(4) 前3号以外の日 返還（既に補助の対象となつた月のものを除く。） の月数（60月を上限とする。）に右記の額を乗じ 12で除して得た額	20万円	30万円

（補助対象となる補助金返還等）

第7条 前条の返還は、次の各号の要件を満たすものに限る。

- (1) 補助対象期間開始日以後のものであること。
 - (2) 補助対象期間開始日から7年6月を経過する日以前のものであること。
 - (3) 支援対象者が県内に居住し、県内の事業所において勤務した月のものであること。
- 2 県内事業所に籍を置き、出張、研修等により県外で勤務をした月は、前項第2号の月に含めるものとする。ただし、その期間が長期にわたる場合は、この限りでない。
- 3 異動、離職、引越等により次条第3号から第5号までの要件を欠く日数がその月の日数の半数を超える月は、第1項第2号の月に含めないものとする。
- 4 繰上返還は、当該繰上返還をした日の属する月の返還とする。
- 5 半年賦返還は、当該半年賦返還をした日に6月の返還をしたものとみなし、年賦返還は、当該年賦返還をした日に12月の返還をしたものとみなす。

（補助金交付の要件）

第8条 知事は、交付申請等があったときは、支援対象者が次の各号に該当するかどうかの審査をする。

- (1) 貸与を受けた奨学金を返還していること。
 - (2) 正規雇用により、対象事業者の県内の事業所等において、別表第2に掲げる職種に就業していること。
 - (3) 公務員でないこと。
 - (4) 県内に居住していること。
 - (5) 県税の滞納がないこと。
- 2 知事は、交付申請等の日において支援対象者が前項各号の要件を満たしていると認めるときは、補助金の交付決定および額の確定（以下「交付決定等」という。）をし、様式第8号により通知する。
- 3 交付申請の日において支援対象者が第1項第2号または第4号の要件を満たしていない場合であつて、将来これらの要件を満たす可能性があるときと認めるときは、知事は、交付決定等を行うことができる。この場合、様式第8号により通知する。

（交付請求）

第9条 交付決定等を受けた者は、様式第9号により本補助金の交付請求をすることができる。

（支援対象者の辞退等）

第10条 支援対象者は、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を様式第3号により知事に届け出なければならない。

- (1) 本補助金による支援を辞退しようとするとき。
- (2) 補助対象期間開始日までに対象事業者において就業しなかったとき。
- (3) 自己都合による離職後、正規雇用により対象事業者において就業せずに3月以上経過したとき。
- (4) 会社都合による離職後、正規雇用により対象事業者において就業せずに12月以上経過したとき。

(支援対象者の認定取消)

第11条 知事は、次のいずれかに該当する場合は、支援対象者の認定を取り消すことができる。

- (1) 前条の規定による届出があったとき。
 - (2) 前条第2号から第4号までに該当するとき。
 - (3) 虚偽その他不正の手段により支援対象者としての認定を受けたとき。
 - (4) 奨学金の返還を正当な理由なく3月以上滞納したとき。
 - (5) 第13条第1項の提出または同条第2項もしくは第3項の規定による報告を正当な理由なく行わなかったとき。
 - (6) 第14条に定める調査等に協力しなかったとき。
 - (7) 禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、または禁錮以上の刑もしくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。
 - (8) 就業する対象事業者が暴力団等の反社会的勢力であり、または反社会的勢力との関係を有するとき（出資等の資金提供を受けている場合を含む。）。
- 2 知事は、前項の規定に基づき認定を取り消したときは、その旨を様式第4号により通知するものとする。

(他支援制度との併用)

第12条 第4条第1項の申請をする者または支援対象者が、他自治体や企業等が実施する奨学金返還支援制度（代理返還制度を含む。）を併用する場合（予定を含む。）は、その旨を知事に申告しなければならない。

- 2 前項の申告をした者は、併用する他制度の内容や金額、補助対象期間など関係書類を知事に提出しなければならない。
- 3 第1項の申告に係る他自治体や企業等が実施する奨学金返還支援制度の補助対象期間に本補助金の補助対象期間と重複する期間がある者について交付決定等を行う場合は、当該重複する期間に係る本補助金の補助対象基本額は、当該重複する期間がないものとした場合における本補助金の補助対象基本額から当該他自治体や企業等が実施する奨学金返還支援制度による補助金の額を引いた額とする。
- 4 第1項の申告をした者が第6条の交付申請等を行う場合は、本補助金の補助対象期間と重複する期間に受けた当該他自治体や企業等が実施する奨学金返還支援制度による補助金の額を証する書類を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第13条 知事は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、交付決定等の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けようとし、または受けたとき
- (2) この要領の規定または交付決定等の内容に違反したとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が補助金の交付を不相当と認めるとき

2 知事は、交付決定等を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(勤務状況の報告および返還計画書の提出)

第14条 知事は、必要と認めるときは、支援対象者に勤務証明書（様式第5号）および返還計画書（様式第6号）の提出を求めることができる。

- 2 支援対象者は、第8条各号に該当しなくなったときは、その旨を知事に報告しなければならない。これらに該当することとなったときも、同様とする。
- 3 支援対象者は、第11条第4号、第7または第8号に該当することとなったときは、その旨を知事に報告しなければならない。これらに該当しなくなったときも、同様とする。
- 4 支援対象者は、繰上返還を行ったこと等により、提出した返還計画書の内容に変更があった場合は、その旨を知事に報告しなければならない。

(調査等)

第15条 知事は、本補助金の交付に関して必要があると認めるときは、支援対象者に対して関係書類の提出を求め、または事情聴取もしくは訪問調査等を行うことができる。

- 2 本補助金の支援対象者は、前項に定める知事の調査等に協力しなければならない。

(その他)

第16条 規則、定住課要綱およびこの要領に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成２８年６月１３日より施行する。

附 則

この要領は、平成２８年８月１５日より施行する。

附 則

この要領は、平成２９年４月１日より施行する。

附 則

この要領は、平成２９年９月１日より施行する。

附 則

この要領は、平成３０年４月１日より施行する。

附 則

この要領は、平成３１年３月２５日より施行する。

附 則

この要領は、令和元年５月１日より施行する。

附 則

この要領は、令和元年６月１日より施行する。

附 則

(施行期日)

１ この要領は、令和２年７月１日から施行する。

(経過措置)

２ この要領の施行の日前の要領第７条第３項の規定により通知を受けた者にあつては、この改正前の規定が改正後の規定により有利な場合は、当該者の申請により、改正前の規定を適用することができる。

３ 前項の申請は、知事に対し書面で行わなければならない。

附 則

この要領は、令和３年３月１０日より施行する。

附 則

この要領は、令和３年９月３０日より施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日前に要領第4条第5項の規定により認定の通知を受けた者の第6条の適用については、改正前の規定を適用する。

第6条 支援対象者は、次の各号に掲げる日に当該各号に定める月数以上の奨学金の返還を済ませているときは、様式第7号により同日から1月以内に補助金の交付申請および実績報告（以下「交付申請等」という。）をすることができる。

- (1) 補助対象期間開始日から1年を経過する日 6月
- (2) 補助対象期間開始日から3年6月を経過する日 36月
- (3) 補助対象期間開始日から5年6月を経過する日 60月

2 (略)

3 (略)

- 4 次の各号に掲げる日における前3項の交付申請等にあつては、その申請の上限額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 第1項第1号に掲げる日 10万円
- (2) 第1項第2号に掲げる日 50万円
- (3) 第1項第3号に掲げる日 40万円
- (4) 前3号以外の日 返還（既に補助の対象となった月のものを除く。）の月数（60月を上限とする。）に20万円を乗じ12で除して得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年7月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日前に要領第4条第5項の規定により認定の通知を受けた者の第6条の適用については、改正前の規定を適用する。

第6条 (略)

2 (略)

3 (略)

- 4 次の各号に掲げる日における前3項の交付申請等にあつては、その申請の上限額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 第1項第1号に掲げる日 20万円
- (2) 第1項第2号に掲げる日 40万円
- (3) 第1項第3号に掲げる日 40万円
- (4) 前3号以外の日 返還（既に補助の対象となった月のものを除く。）の月数（60月を上限とする。）に20万円を乗じ12で除して得た額

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

日本標準産業分類（平成 21 年総務省告示第 175 号）の大分類のうち次に掲げるものに属する業種

農業、林業

漁業

建設業

製造業

情報通信業

医療、福祉

前項に準ずると知事が認める業種

別表第 2（第 8 条関係）

日本標準職業分類（平成 21 年総務省告示第 555 号）の専門的・技術的職業従事者の大分類のうち次に掲げる中分類に属する職種

研究者

農林水産技術者

製造技術者（開発）

製造技術者（開発を除く）

建築・土木・測量技術者

情報処理・通信技術者

その他の技術者

医師，歯科医師，獣医師，薬剤師

保健師，助産師，看護師

医療技術者

その他の保健医療従事者

社会福祉専門職業従事者

前項に準ずると知事が認める職種

年 月 日

福井県知事 様

福井県U I ターン奨学金返還支援補助金支援対象者認定申請書

支援対象者として認定を受けたいので、福井県U I ターン奨学金返還支援補助金交付要領第 7 条の規定により、次のとおり申請します。

現住所	〒		写真貼付欄 (40mm×30mm)
帰省先住所	〒		
ふりがな 氏 名			
生年月日	年 月 日生		
電話番号	携帯 帰省先		
メールアドレス			
学歴・職歴			
年	月	内容	
高校から記載すること。 学校名称や所在地、学科、学部専攻等について記載すること。 (在学中の場合は) 卒業予定年月について記載すること。			
借受奨学金			
奨学金名称	区分 (該当に○)	借受金額	借受期間
	無利子・有利子	円／月 (総額 円)	年 月～ 年 月
	無利子・有利子	円／月 (総額 円)	年 月～ 年 月
	無利子・有利子	円／月 (総額 円)	年 月～ 年 月
奨学金名称は、「日本学生支援機構奨学金」「福井県大学奨学金」のどちらかを記載すること。 複数から貸与を受けている場合は、それぞれ記載すること。			

小論文

氏名

1 申請の動機、U I ターンの理由 ※申請に至った理由、福井へのU I ターンを希望する理由などについて記載
2 就業したい分野およびその理由 ※就業したい企業や業種、就きたい職種、就職活動の状況などについて記載

3 大学等での専門分野や研究内容と就業予定（希望）の業務との関連性

※大学等で履修した内容（予定含む）を、どういった業務に活かせるか考えるか記載。なお、就職活動前の方は、どういった業務を希望するのか記載。

4 就業予定（希望）先で取組みたい内容や目標

※大学等で得た（予定含む）知識や技能を活かして取組みたいことや目指す成果、自身のアピールポイントなどについて記載

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

（申請者住所）

（申請者氏名） 様

福井県知事

福井県UIターン奨学金返還支援補助金支援対象者認定通知書

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、支援対象者として認定したので通知します。

様式第2号の2（第4条関係）

年 月 日

（申請者氏名） 様

福井県知事

福井県U I ターン奨学金返還支援補助金支援対象者の認定について

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、支援対象者として認定しないこととしたので通知します。

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

福井県知事 様

住所

氏名

印

福井県UIターン奨学金返還支援補助金支援対象者認定辞退届

年 月 日付け 第 号で通知のあった認定を下記の理由により辞退したいので、福井県UIターン奨学金返還支援補助金交付要領第10条の規定により届け出ます。

記

辞退の理由

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

（申請者氏名） 様

福井県知事

福井県UIターン奨学金返還支援補助金支援対象者の認定取消しについて

年 月 日付け 第 号で通知をした、福井県UIターン奨学金返還支援補助金支援対象者の認定について、福井県UIターン奨学金返還支援補助金交付要領第11条第1項の規定により取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

取消理由：

勤務証明書

ふりがな 氏 名	
生年月日	
現 住 所	
企業等名	
勤務先住所	〒
業 種	
就職年月日 (就業年月日)	
雇用形態 (該当に○)	正規雇用／非正規雇用
職 種	
職務内容	
職務経歴 (配属日、配属部 署名、職務内容、 配属先所在地等を 記載)	
備考	

年 月 日

印

〔	記入担当者	所属部署
		役職・氏名

福井県知事 様

住所

氏名

名 称	日本学生支援機構					
区 分	☐ 無利子 ☐ 有利子					
総 額	総 額 円					
借受期間	年 月 ～ 年 月					
返還期間	年 月 ～ 年 月					
返還計画に基づく通常 の返還金額	円／月					
繰上返還金額	年 月	円	年 月	円		
	年 月	円	年 月	円		
	年 月	円	年 月	円		
	年 月	円	年 月	円		
	年 月	円	年 月	円		
	年 月	円	年 月	円		
	年 月	円	年 月	円		
	年 月	円	年 月	円		
計画書提出日時点 返還済額	円					

添付書類 (1) 奨学金の貸与を受けていることを証する書類の写し ※初回提出時のみ
(2) 返還終了までの定期的な返還額を示す書類の写し ※初回提出時のみ
(3) 奨学金の返還を証する書類の写し ※返還していない場合は不要

様式第 6 号（福井県奨学育英基金の奨学金の貸与を受けている者用）（第 1 3 条関係）

年 月 日

福井県知事 様

住所

氏名

福井県 U I ターン奨学金返還支援補助金 奨学金返還計画書

名 称	福井県奨学育英基金			
区 分	☐ 無利子 ☐ 有利子			
総 額	総 額 円			
借受期間	年 月 ～ 年 月			
返還期間	年 月 ～ 年 月			
返還金額 (①から③のいずれかについて記載すること。)	①月賦	円/月		
	②半年賦	円 (毎年 6 月、1 2 月)		
	③年賦	円 (毎年 1 2 月)		
繰上返還金額	年 月	円	年 月	円
	年 月	円	年 月	円
	年 月	円	年 月	円
	年 月	円	年 月	円
計画書提出日時点 返還済額	円			

※返還金額の欄は、福井県教育委員会に提出した福井県奨学金借用証書に基づいて記載すること。

- 添付書類 (1) 奨学金の貸与を受けていることを証する書類の写し ※初回提出時のみ
 (2) 返還終了までの定期的な返還額を示す書類の写し ※初回提出時のみ
 (3) 奨学金の返還を証する書類の写し ※返還していない場合は不要

年 月 日

福井県知事 様

住 所
氏 名

福井県U I ターン奨学金返還支援補助金交付申請兼実績報告書

福井県U I ターン奨学金返還支援補助金の交付を受けたいので、福井県U I ターン奨学金返還支援補助金交付要領第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 借受奨学金

名 称	☐ 日本学生支援機構 ☐ 福井県奨学育英基金
区 分	☐ 無利子 ☐ 有利子
就業期間	年 月 ～ 年 月
申請にかかる 奨学金返還期間	年 月 ～ 年 月
申請にかかる対象期間に おける返還月数	ヶ月
申請にかかる対象期間に おける返還金額	円 ○内訳 ・計画に基づく返還額 ・繰り上げ返還額

添付書類

- (1) 勤務証明書（様式第 5 号）
- (2) 住民票の写し
- (3) 補助対象期間における奨学金の返還を証する書類の写し（奨学金返還口座の通帳の写しや（独）日本学生支援機構の発行する奨学金返還額証明書の写しなど）
- (4) 県税（地方消費税以外）に滞納がない旨の証明書（納税証明書※発行から 2 カ月以内のもの）、または、県税の納税状況の確認について（様式第 10 号）
- (5) 県税（地方消費税）に滞納がない旨の証明書（税務署が発行する納税証明書※発行から 2 カ月以内のもの）

様式第8号（第8条関係）

年 月 日

（申請者氏名） 様

福井県知事

福井県U I ターン奨学金返還支援補助金交付決定兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記のとおり交付決定および額の確定をしたので通知します。

記

交付決定額（確定額）： 円

様式第9号（第9条関係）

年 月 日

福井県知事 様

住 所

氏 名

（発行責任者および担当者）

連絡先

福井県U I ターン奨学金返還支援補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定兼額の確定通知を受けた補助
金 円を交付されるよう、福井県補助金等交付規則第15条の規定により請求し
ます。

県税の納税状況の確認について

私は、福井県 U I ターン奨学金返還支援補助金の交付を福井県に申請するに当たり、福井県の県税事務所等が、福井県定住促進課に対し、私の福井県への納税状況に関する情報を提供することに同意します。

年 月 日

住所（所在地）

[フ リ ガ ナ]
氏名（名称）

福井県知事 様

* 納税状況の確認に関する事項

本同意書に基づき提供された納税状況は、福井県が実施する福井県 U I ターン奨学金返還支援補助金の交付事務以外には使用いたしません。

※福井県担当者記入欄

上記の者の 年 月 日現在の県税の納税状況については以下のとおりです。

☐ 滞納なし

☐ 滞納あり

☐ 徴収猶予あり

受付印欄